官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通六七）　一

〔法規的告示〕
○石油の備蓄の確保等に関する法律第七条第三項の規定に基づく石油基準備蓄量の減少を同条第四項の規定に基づき、告示する件（経済産業八七）　一

〔その他告示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十七条第一項の規定による届出があった件（法務六一）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二三一）
○人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三二）
○返納を命じた旅券を無効とする件（同二三三）　三
○保安林の指定をする件（農林水産九八八～九九五）
○高速自動車国道に関する件（国土交通八三八）
○登録基幹技能者講習の登録をした件（同八三九）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一八八～一九一）
○道路に関する件（沖縄総合事務局一四、一五）

〔国会事項〕
内閣　法務省　最高裁判所

〔人事異動〕
官庁事項

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
消防庁防災業務計画の修正要旨の公表について（消防庁）　七
国営土地改良事業の工事完了の公告（農林水産省）　七
国家試験
第四十一回管理栄養士国家試験の施行（厚生労働省）　七
保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁告示配二）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　二九

省令

○国土交通省令第六十七号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）の一部の施行に伴い、及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十二条第二項第二号ハの規定に基づき、国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月十五日　国土交通大臣　金子　恭之

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令

国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（構成設備） **第十二条**　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一～七　（略） （構成設備に関する事項） **第十三条**　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～六　（略）	（構成設備） **第十二条**　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一～七　（略） （法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの） **第十三条**　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一～六　（略）

附　則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

法規的告示

○経済産業省告示第八十七号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第七条第三項の規定に基づき、石油基準備蓄量を次のように減少することとしたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十五日　経済産業大臣　赤澤　亮正